

平成 28 年（2016 年）12 月 20 日

明石市長 泉 房穂 様

明石市市民参画推進会議
会長 田端 和彦

明石市市民参画条例の今後のあり方について（答申）

平成 28 年 3 月 23 日付け明市協第 427 号で諮問のありましたみだしのことについて、当推進会議で審議した結果を取りまとめましたので答申いたします。

記

市が実施する政策については、明石市市民参画条例に基づき、計画立案、実施、検証、改善の各段階において、適切に市民参画手続を実施するよう最大限に努力する必要があります。

明石市市民参画条例が施行され 5 年が経過しましたが、この間の条例に基づく市民参画手続の実施状況については、条例を運用する市はもとより、市民、各関係団体等の不断の努力のかいもあってか、それぞれの数値で高い実施率で推移し、適正かつ堅実に実施されてきたと判断できます。

その一方で、条例施行後の時間の経過とともに、定められた手続を踏みさえすればよしとするようなケースが見受けられるなど、高い実施率の反面、条例の趣旨が反映されていない懸念もあります。

市民参画の理念は、市民の市政への参画機会を保障することはもとより、政策等の実施プロセスの中にできる限りその意思を反映させ、もって、「市民自治」によるまちづくりを目指すことに他なりません。

そこで、より一層、本来の市民参画の理念が実現されるよう、今後の市民参画条例の運用等について、次項のとおり検討をいただきますようお願いいたします。

1 条例の運用等について検討されたい事項

(1) 運用基準等について

手続に基づいての意見公募で、提出意見の件数が条例施行後伸びていない現状があります。その対応について、まず、自分のまちを自分で良くしていくことが市民参画の原点であることに立ち返り、市民に関心を持ってもらい、そういった人たちの比率を高め、顕在化させていくことが必要です。その手法としては、例えば、ターゲット層を決めてそこに直接投げかける、地域に足を運ぶ、あるいは地域組織やテーマ性を持った組織を活用することも有効ではないでしょうか。

さて、条例の趣旨から原則として市民の関わる政策等が市民参画手続の対象事項であるが、市民が関わるか否かを十分に検討せず参画手続の実施を選択することは安易と言わざるを得ず、しっかりと実態を見極め、効果的な選択を行うことが大切です。市民参画手続の対象とするのかどうか、また対象事項とする場合でも、どのような参画手法をとるのか市だけで判断ができない場合は、審議会などの参画プロセスのなかで、市民を交えて決定していくこともできるのではないのでしょうか。

意見公募手続の実施においては、条例に規定する意見聴取期間を確保することは無論ですが、除外規定を設けていることも鑑み、決して形式にとらわれず、最適な判断を行うことも必要です。

審議会等の運用においては、多様な市民の参画を得られるよう、政策に係る学習の機会を設けるなどのサポートを行うとともに、託児所を設けるなどして、環境整備を行うことも重要です。なお、ボランティア団体やPTAなど、女性が多い団体を通じて推薦してもらうことにより、女性委員比率の向上も図られるのではないのでしょうか。

また、公募委員の確保に苦慮するケースもありますが、応募者を増やすための取組みが必要であり、自治会、学校、活動団体等を通じて働きかけるとともに、課題についての議論の場を設け、その参加者に応募を働きかけるなど、工夫により応募意欲の向上が図られるものと考えます。

今後、実質的な市民参画を推進していくためには、政策等の性格も考慮しつつ、適切な市民参画手法を検討していくことが大切です。柔軟な考え方を持ちながら最大の効果が期待できるよう、逐条解説の見直しを図るなどにより運用基準の再考を願います。

(2) 政策提案手続について

政策について市民の意見を公募するのに対し、市民が政策を提案する、条例第19条の「政策提案手続」については、平成26年度に1件の提案があり、市は、その対応として担当部署との意見交換会を実施しました。これは条例の手続にある公開の場における意見陳述と合致しないものの、提案者の意思を汲み取る意図に基づくものです。条例の趣旨は公開により、提案者の意思と異なる解釈が生じることを防ぐもので、その点については十分に配慮された対応と評価します。

しかしながら、条例施行後5年が経過するなか、その実績が1件というのは、制度が浸透していないとも考えられます。

政策提案手続は、課題の解決やより良い市民生活の実現のため、市民自らが政策づくりに関与する機会を保障するものですが、提案される政策には高い公共性、公平性が求められます。そのためにも、市民が行政や制度の仕組み、現状を正しく認識できるよう、まちづくりのビジョンを共有する話し合いの場を設けたり、協働のまちづくり推進組織のなかで、政策提言につながる話し合いができるよう支援したり、また、提言が出された場合、試行的に実施するためのモデル地区や特区を設置するなど、更なる市の努力も欠かせないと思われまます。

政策提案手続の趣旨を勘案し、市民の参画意識の高まりにより、効果的な制度となることを期待します。

(3) 市民参画推進会議について

自治のあり方の変化とともに、参画の推進の仕組みとの調整も必要となり、若者の巻き込み、子育て世代への配慮など、参画を支える基盤をきちんと整えていくことが求められます。基盤が整備されてから数値に表れるまでは時間を要しますが、市民参画推進会議は単にその数値を見るだけでなく、参画基盤の整備状況について確認・評価していく議論になると、意味のあるものになるのではないのでしょうか。

市民参画推進会議は、条例に基づく市民参画を推進するために設置されるものですが、主な所掌事務は、①条例及び施行規則の改正又は廃止に関する事項、②条例の運用の状況及びその評価に関する事項、③政策提案に係る諮問機関としての機能、が挙げられます。

しかしながら、これまでは前年度の市における市民参画手続の実施状況について、モニタリングを行うことが中心となっていたと考えられます。これからは、定期的なモニタリング結果を踏まえ、社会情勢の変化に伴い、市民参画のあり方を見直す役割を担う、実質的な諮問機関であるべきと考えまます。

2 付帯意見

近年、市においては条例上の手続の他にも、イベント等の開催時における意見聴取や広報紙を活用したアンケート調査の実施、あるいは、まちづくり市民意識調査の実施など、より積極的に市民の意見を汲み取ろうとする新たな動きも芽生えつつあります。過去5年間の運用状況を見ても、概ね手続は適正に行われており、平成27年度の運用状況についても、前述の改善・再考すべき事項はあるものの、市民参画条例の理念に基づいて実施されたものと判断できます。

条例の運用課題として、意見公募手続における意見の提出件数が少ないことが挙げられていましたが、見方を変えると、日頃から市民の意向を踏まえた政策の策定に努めてきたことも背景にあると考えられます。大切なのは、機械的、画一的に、手続を実施するのではなく、拾うべき意見をきちんと拾うことです。

平成28年4月に明石市協働のまちづくり推進条例が施行され、新たなかたちでまちづくりが展開されています。同条例には、市と協働のパートナーとして、概ね小学校区単位で設置される「協働のまちづくり推進組織」について規定されていますが、同組織は広く地域の市民が参加し、地域課題とその解決策を話し合い、推進する組織であり、市民参画の揺りかごとなることも期待されます。市民参画手続の様々な手法が、こういった地域組織で広く活かされていくことで、例えば意見公募手続における意見の質と量の向上、女性委員や公募委員の割合の増加、政策提案手続の活性化が図れるなど、様々な効果が期待できるのではないのでしょうか。

これからの明石市における市民参画は、現状にとどまることなく、更なる発展を遂げていく必要があります。このためにも市民自らが地域や市の政策に関心を持って、参画する意識の向上を図るよう努めるとともに、市民参画を市の強みと捉え、その促進に向けての市職員の意識醸成が必要です。

今後の展開を見据えると、これまでの着実な手続の実施を基盤にしながら、より一層、広範な市民からの意見を汲み取り、高い意識を持ちながら、本質的な市民参画手続を進めて行くことが求められるのではないのでしょうか。

明石市市民参画推進会議委員名簿

(任期：平成 28 年 3 月 23 日～平成 30 年 3 月 22 日)

| 職務 | 氏名 | 所属・役職 | 選任区分 |
|-----|--------|--|---------------|
| 会長 | 田端 和彦 | 兵庫大学 エクステンション・カレッジ長 (兼)附属総合科学研究所長 (兼)生涯福祉学部社会福祉学科教授 | 学識経験者 |
| 副会長 | 弘本 由香里 | 大阪ガス株式会社 I&L - 文化研究所 特任研究員 | 学識経験者 |
| 委員 | 衣笠 泰博 | 公募市民 | 公募市民 |
| 〃 | 倉谷 育宏 | 公募市民 | 公募市民 |
| 〃 | 桑原 功 | 明石未来 E & S 代表 | 市民活動団体代表(分野型) |
| 〃 | 高岸 益子 | NPO 法人フルーツバスケット 理事長 | 市民活動団体代表(分野型) |
| 〃 | 橋本 浩司 | 明石市連合自治協議会 会長 | 市民活動団体代表(地縁型) |
| 〃 | 森川 乃梨子 | 公募市民 | 公募市民 |
| 〃 | 山本 洋子 | 明石市ボランティア連絡会 会長 | 市民活動団体代表(分野型) |
| 〃 | 吉川 千賀子 | 公募市民 | 公募市民 |

※ 所属・役職は平成 28 年 3 月現在